

一般社団法人日本財産管理協会

創立 10 周年記念 祝辞

2021 年(令和 3 年)6 月 30 日  
日本司法書士会連合会  
名誉会長 三河尻 和夫



貴協会が設立され 10 年の節目を迎えられたこと、心よりお祝い申し上げます。私も設立記念式典に参加させて頂き、司法書士制度にとって新しいフィールドの幕開けであると肌で感じ、開拓者精神を高揚させる様な感動を覚えました。

私が開業した 1970 年代は、司法書士の業務といえば、不動産・商業法人登記、供託、訴訟事務関係の業務が中心でありましたが、高度経済成長とバブル経済期に至っては、不動産登記が大部分を占めるようになり、自分としても何か腑に落ちない気分になっていました。

1990 年代頃より、不動産売買取引における本人確認と意思能力の問題を指摘する声が高齢化社会へ向かう問題と相まって起こり出し、司法書士界内にて大きな議論となっていきました。やがて、日司連においても「転ばぬ先の杖」と題してシンポジウムが開催され、議論が深まり、その行き先が今日の成年後見制度の創設へと結実することとなりました。司法書士が市民のためのよき相談相手となり、法律事務の担い手として信頼を得ていく過程でもあり、この分野におけるパイオニアでもありました。まさに市民から、また社会からのニーズに対応した活動であり、法律事務を取扱う専門家への要請を司法書士界が誠実に受け止め、実践した結果でありました。

その後、2000 年代になり司法制度改革の議論の中で司法書士法が大改正され、社会問題への対応や、市民からの要請を大きく柔軟に受け止めなければならない司法書士制度へと変革しました。否、その様に変革させたのでした。その過程を経た結果が、昨年の司法書士法改正での「使命規定」の創設となったのであります。

2002年の法改正で、司法書士に他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務が規定されました。まさに市民からの信頼を得なければできない業務であり、高度な倫理と研鑽を積み上げてこそできる業務であります。

これらに的確に対応すべく、当時の崇高な使命感を持った司法書士達により組織的な取り組みの重要性が認識され、広く社会に認知してもらうべく、貴協会が設立された次第であると理解しています。

貴協会は、この分野における専門的な調査・研究をはじめとし、能力担保のための認定研修、名簿登載、各種セミナーの開催等々、司法書士界を牽引するリーダーシップを存分に発揮されておられます。

多くの司法書士が信頼される財産管理業務遂行をなすことによって、社会から必ず必要とされる司法書士制度の基盤となり得ると信じていますし、現実はずでにその方向に動いています。とは言えこの分野には、まだまだ未開地があり研究の課題があるとみています。勿論、成年後見や民事信託、遺言書作成、遺言執行者等の管理人業務等との連携を保ちながら、司法書士業務の中核となり、法律事務の専門家としての制度確立を期待するところであります。

最後になりましたが、設立から今日まで周到な活動をされました役員皆様方に敬意を表するとともに、貴協会の会員増加による組織の拡充と研究の成果を遺憾なく発揮され、市民から信頼される法律家として期待されることを祈念致しまして、創立10周年の祝辞とさせていただきます。